

議案第32号

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年8月25日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他の非常の場合において、管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第28条第1号の表一般用の項中

「

13ミリメートル	557円
20ミリメートル	1,168円
25ミリメートル	2,090円
30ミリメートル	3,698円
40ミリメートル	6,378円
50ミリメートル	10,291円
75ミリメートル	22,940円
100ミリメートル	40,736円
150ミリメートル	88,976円

」を

「

13ミリメートル	628円
20ミリメートル	1,318円
25ミリメートル	2,359円
30ミリメートル	4,175円
40ミリメートル	7,200円
50ミリメートル	11,618円
75ミリメートル	25,899円

100ミリメートル	45,990円
150ミリメートル	100,453円

」に改め、同項に次の

ように加える。

200ミリメートル以上	管理者が別に定める額
-------------	------------

第28条第2号の表中「88円」を「112円」に、「138円」を「149円」に改める。

第36条第1号中「64,000円」を「8万円」に改め、同条第2号中「2,000円」を「23,000円」に改め、同条第3号中「3,000円」を「4,500円」に改め、同条第4号中「15,000円」を「17,000円」に改め、同条第5号中「4,500円」を「6,500円」に改め、同条第6号の表中「3,000円」を「4,500円」に、「7,500円」を「9,000円」に、「9,000円」を「13,500円」に改め、同条第7号中「52,500円」を「68,000円」に改め、同条に次の2号を加える。

(8) 第9条の工事検査を受ける前に第6条の申込みを取り下げようとするとき 1回につき2,000円

(9) メーターを亡失又はき損した場合にメーターを設置するとき メーター 1個につき4,000円

第37条第4項の表に次のように加える。

200ミリメートル以上	給水管の断面積及び流量等を基礎として管理者が別に定める額
-------------	------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐倉市水道事業給水条例（以下「改正後条例」という。）第28条第1号の表及び第2号の表の規定は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後の直近の定例日（佐倉市水道事業給水条例第29条第1項に規定する定例日をいい、同条第2項の規定により使用料を算定した定例日以外の日を含む。以下同じ。）に算定する使用料の額は、改正前の佐倉市水道事業給水条例第28条第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日前の直近の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、改正後条例第28条第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日から施行日以後の直近の定例日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合算した額とする。